



海老名市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年7月21日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



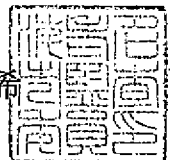
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



第1 監査の種類

本監査は、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査であり、海老名市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して行ったものであり、監査基準第3条第1項第1号に定める財務監査として実施した。

第2 監査の対象

経済環境部農政課（以下「担当課」という。）における令和7年度農業振興対策事業補助金「集出荷車両更新事業補助金」に係る補助金交付事務の全対象38件（以下「本件」という。）を検証した。

第3 監査の着眼点

1 事務処理の適法性

本件の申請から支払いまでが、年度末の同一時期に集中して執行された経緯及び支出手続き等について、予算が法令に準拠し、適法かつ適正に執行されているかを検証した。

2 証拠書類の信憑性と確認状況

財務伝票に添付されたDocuWorks（ドキュワークス。民間企業が提供する文書管理ソフトウェア）データにおける編集痕跡の有無を調査し、証拠書類としての信憑性を検証するとともに、申請受付時における原本確認及びデータ取得の手続きを調査した。

3 組織的関与及び管理体制

不適法な処理の経緯と決裁・承認過程において、組織的な関与の有無を明らかにするとともに、最終決裁権者の決裁に至る管理・監督責任の所在を検証した。

第4 監査の実施

1 実施期間 令和8年6月26日から7月17日まで

2 実施方法

支出負担行為としての補助金交付決定から実績報告に基づく額の確定までの一連の手続きについて、財務伝票及び添付書類の精査、電子データの信憑性の検証、申請受付時における原本確認手続きの状況精査並びに関係職員への意見聴取を実施した。

第5 監査結果

1 事業の概要

本件は、物価高騰下における農業事業者支援を目的として、認定農業者等の集出荷車両更新に要する経費に対し補助金を交付する事業であり、令和7年度限定の施策として実施された。

2 指摘事項

(1) 事務処理の年度末集中と計画性の欠如

本件における申請が令和7年度末に集中するとともに、支払いが出納整理期間に一斉集中して執行されていた。

本来、補助金は交付決定の通知後に対象事業に着手することが原則であり、決定前に購入された車両への公金支出は不適法である。

にもかかわらず要綱改正は、令和7年6月25日決裁、同日施行されており、令和7年度中の車両更新を補助対象とするならば4月1日までさかのぼって適用すべきところ、遡及適用されていない。

また、認定農業者への周知も令和7年7月25日であり、事業着手時点から遅れが生じていた。

担当課において、これら事前着手案件の審査・支出処理を年度末に一括して行ったことは、計画的な予算執行の原則に著しく反する処理である。

なお、意見聴取から、担当課が「一人でも多くの農業従事者を支援したかった」との方針のもと、年度末への事務処理の集中を容認していたことが判明したが、目的の如何を問わず、法規を逸脱した事務処理が正当化される余地はない。

(2) 証拠書類の改ざんと原本確認の不徹底

領収書等の日付が3月20日以降に集中しており、全件を精査した結果、本件対象38件のうち31件において、DocuWorks（ドキュワークス）データの日付等が意図的に編集・書き換えられた痕跡があることが確認された。

意見聴取からは、事後申請の救済を目的とした日付改ざんが、担当課における組織的な判断のもとで実行されたこと及び「補助金の支出を優先して考えた」との方針が、この改ざんを容認していたことが判明した。

なお、自動車登録日と購入実態との間に著しい期間の乖離が見られる案件について、一部の関係金融機関への調査の結果、金融機関の証明書類を組織的に偽造していた事実も判明した。

偽造された証拠書類に基づく一連の支出手続は、財務会計上の法令等に適合せず不適法である。

さらに、改ざんされた電子データを証拠書類とした支出関連伺い文書の決裁過程の各段階においても見過ごされ、是正されないまま最終決裁権者の決裁に至ったことは、審査機能が完全に喪失していたことを示すものであり、公金支出の妥当性を著しく損なわせるものである。

(3) 補助条件の確認不足と現物審査の見過ごし

本件の補助条件である、令和7年度内の事業完了及び車両の更新の確認において、以下の不適切な処理が認められた。

ア 納車時期の不一致

補助金等交付申請書記載の事業着手日前に車両が更新されたケースが多く、中には令和6年度購入車両や令和8年度納車予定車両が補助対象として処理されていた。

意見聴取からは、令和7年度更新ではない対象外案件について「断り切れなかった」との理由で承認していたことが確認された。

イ 車両更新の実質未確認

本件は車両更新を対象としているが、旧車両の廃棄・売却について申請者からの口頭確認のみで、記録が何も残されていない。

意見聴取からは「旧車両も持っていることを否定はできない」状態での承認が行われていたことが判明した。

書類上で下取りの事実が確認されないケースにおいて、任意の売却が行われた場合には、補助対象事業費に影響することもある。

ウ 写真の流用

異なる申請者であるにもかかわらず、全く同一の車両写真が添付されている事例が2件（4名分）確認された。

これは、年度内に納車が間に合わない事実を隠蔽するために行われた虚偽の処理であり、現物確認を提出写真の審査のみで済ませていた体制の完全な形骸化を示すものである。

エ 災害時協力車両への登録手続きにおける規定の欠如

補助条件である災害時協力車両への登録に関し、申請手順、登録期限及び担当課の確認方法が何ら規定されておらず、補助条件の履行を担保すべき管理体制が著しく不全である。

なお、この管理不備により、現時点において対象38台中2台しか登録が確認できていない。

(4) 電子データの信頼性欠如に伴う確認機能の不全

支払い根拠となる書類原本をデータ化後に申請者へ返却する運用にあたっては、その電子データが原本と同一であることが絶対条件となる。

しかし本件においては、証拠書類とされる電子データ自体に組織的な改ざん・編集痕跡が多数認められ、データの信頼性が完全に喪失している。

原本が手元に残されない運用下において、その代替となるデータの信

憑性検証を怠り、不確実なデータのみで支払処理を進めたことは、執行管理体制の重大な欠陥である。

第6 監査委員の意見

本件は、公金支出の適法性及び証拠書類の信憑性を根底から揺るがす重大な事象である。

全38件の申請から支払いまでが年度末に一斉集中して執行される中で、電子データの改ざんが組織的に行われ、書類の信憑性や現物審査が実施されないまま補助金が支出されたという事実は、行政の信頼性を著しく損なわせるものである。

この事務執行において、不適法な改ざん文書を識別できず、あるいは看過して漫然と支出を承認した最終決裁権者の責任は極めて重いと言わざるを得ない。

どのような行政行為であっても、適法性の確保は大前提である。

それを軽視し、事業者への配慮を優先して形式的な決裁を重ねたことは、他の市民に対して行政の公平性を損なう結果をもたらした。

補助事業は、公金を使用する事業であり、全ての市民に対して公平かつ公正に執行されなければならない。

本件の不適法な処理は、この基本的な原則に違反するものである。

いかに事業の緊急性や重要性が高かったとしても、厳正かつ適法な執行管理の徹底が行政の基本である。

関係職員においては、公務員として市民全体に奉仕する責務の基本に立ち返り、法令遵守と適正な手続きを絶対条件とした上で、事業者への配慮を検討する必要がある。

法令の遵守こそが、行政に対する市民の信頼の基礎であることを認識し、今後の事務執行に当たるべきである。

本事案を組織全体の課題として受け止め、業務執行体制の抜本的な見直しに

取り組むことを求める。

市民からの信頼を回復するためには、法令遵守体制の強化、電子文書管理における電子データの改ざん防止・信憑性の担保措置の徹底、最終決裁権者が実質的な審査責任を果たす体制の徹底など、具体的で実効性のある改善措置が必要である。

担当課をはじめ、全庁を挙げてこれらの課題に取り組み、市民の信頼を回復することを期待する。

第7 勧告

今回の随時監査結果に鑑み、地方自治法第199条第11項の規定に基づき、市長に対し、次のとおり措置を講じるよう勧告する。

1 原因究明と責任の明確化

改ざんや不適法な処理の全容を徹底的に解明し、その背景及び組織的関与を明らかにすること。

農業者支援という事業の目的は認めつつも、公金支出の適法性を損なわせた行為の重大性に鑑み、関係職員の処分を含めた厳正な措置を講ずること。

2 補助対象要件の再検証と補助金返還

本件38件について、次の点を即座に再検証すること。

- (1) 補助条件を満たしているか、関係機関への調査結果や外部資料も含めた信憑性が担保された挙証資料等に基づいて再審査すること。
- (2) 旧車両の廃棄・売却及び新車両の登録年月日を、車検証等の原本書類等により客観的に確認し、申請内容の信憑性を担保すること。
- (3) 補助条件を満たさない案件については、補助金の返還を求めること。

3 電子文書における取扱基準の明確化と決裁時の確認徹底

DocuWorks（ドキュワークス）等の電子文書について、改ざんを防止し信憑性

を確保するための取扱基準を明確に定めるとともに、電子文書の元となった紙文書が存在するときの保管に係る取扱基準を明確に定めること。

また、決裁にあたっては、最終決裁権者が、原本との同一性が確認されたデータ、またはその根拠となる挙証資料を自ら十分に目視・確認する体制を徹底し、事務執行の適法性と透明性を確保すること。

4 法令遵守体制の再構築

全職員に対し、法令遵守及び公文書管理に関する意識の向上を図り、適切な事務執行体制を確立すること。

補助事業の実施にあたっては、公金の適法性・適正性の確保が最優先される絶対的な基盤であることを前提とし、事業者への配慮はその厳格な手続きの範囲内に限るという基本原則を徹底すること。